

調布市バドミントン連盟規約

(平成11年4月改正)

(平成18年4月改正)

(平成19年4月改正)

(平成20年4月改正)

(平成23年4月改正)

調布市バドミントン連盟内規

(平成11年4月改正)

(平成20年4月改正)

(平成21年4月改正)

(平成24年4月改正)

(平成28年4月改正)

調布市バドミントン連盟団体戦及び個人リーグ戦規定

(平成11年4月改正)

(平成20年4月改正)

(平成21年4月改正)

(平成23年4月改正)

調布市民体育祭団体戦規定

(平成16年4月改正)

(平成20年4月改正)

(平成23年4月改正)

(平成30年4月改正)

調布市バドミントン連盟

調布市バドミントン連盟規約

第1章 名称 及び 事務所

- 第 1 条 本連盟は調布市バドミントン連盟と称する（以下連盟と称する）。
- 第 2 条 連盟の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的 及び 事業

- 第 3 条 連盟はアマチュア精神に基づき、バドミントンの普及発展を図り、本技を通じて体位の向上及び各団体・個人間の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 連盟は第3条に基づき次の事業を行う。
- (1) 競技会の主催及び共催
 - (2) 指導及び講習会の実施
 - (3) その他連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会員・維持・登録

- 第 5 条 連盟の会員は、連盟の主旨に賛同する調布市の在住者、在勤者、在学者（A登録）をもって構成する。ただし、特例として「在クラブ登録者制度」を設置し、在クラブ者（B登録）も認める。「在クラブ登録者制度」の内容については別途内規で定める。
- 第 6 条 連盟の維持は、登録料及び市又は公共団体より交付された補助金その他の収入をもって維持する。
- 第 7 条 連盟への登録は次の通りとする。
- (1) 団体登録は6名以上とする。
 - (2) 個人登録費は原則として総会で決める。
 - (3) 登録団体は連盟に対して、理事を1名派遣しなければならない。

第4章 役員

- 第 8 条 連盟には次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 常任理事 ①総務部・競技部・指導部 各部長 1名、各副部長 若干名
②会長の推薦による常任理事 若干名
 - (6) 理事 各団体より各々1名
 - (7) 会計 2名以内
 - (8) 会計監査 2名
- 第 9 条 会長は加盟団体、会員の総意に基づいて推挙され、総会に於いて承認する。また、会長は加盟団体を代表し、会務を統括する。
- 第 10 条 副会長は会長の推薦により、総会に於いて承認する。また、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 理事長は原則として理事の互選により選出し、副会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 12 条 副理事長は原則として理事の互選により選出し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 13 条 常任理事は原則として理事の互選により選出し、それぞれの職務の遂行又は運営について助言する。
- 第 14 条 総務部、競技部、指導部の各副部長は、部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第 15 条 会計は原則として理事の互選により選出し、連盟の会計を処理する。
- 第 16 条 会計監査は総会の議を経て会長がこれを委嘱し、会計を監査する。

- 第17条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。欠員により補充した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第18条 会長の諮問に応ずるため、総会の議を経て名誉会長、参与を置くことが出来る。名誉会長の任期は定めない。参与の任期は2期4年までとする。

第5章 会議

第19条 連盟には次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) その他理事長が必要と認めた会議

第20条 総会は次の通りとする。

- (1) 総会は正副会長、正副理事長、常任理事、理事、会計、会計監査によって構成し、毎年4月に会長が召集する。
- (2) 総会は理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。又総会に於ける議事は、出席した理事の過半数（含委任状）をもって決議し、同数の場合は議長の裁定とする。
- (3) 臨時総会は会長が必要と認めた時又は理事の1/3以上の開催要求があった時召集される。議決については総会規定に準ずる。

第21条 理事会は次の通りとする。

- (1) 理事会は理事長が召集し、議長には理事長があたる。
- (2) 理事会は正副会長、正副理事長、常任理事、会計、理事で構成し、その議事は出席した理事の過半数（含委任状）をもって議決し、同数の場合は議長の裁定とする。

第22条 常任理事会は次の通りとする。

- (1) 常任理事会は第8条の(1)から(5)項までの役員及び会計によって構成し、理事長が必要と認めた時召集する。
- (2) 常任理事会は連盟の運営に必要な事項を協議し、その結果を理事会に報告する。

第6章 運営

第23条 連盟の運営を図るため、次の専門部を置く。

- (1) 総務部、競技部、指導部
- (2) 各専門部の職務は次の通りとする。

	一 般 関 係	大 会 関 係
総務部	1. 連盟事務全般 (1) 渉外交渉事務 (2) 連盟登録事務 (3) 会場の確保 2. その他必要事項	1. 大会の競技と審判, 会計に関する以外の一切の事項 (1) 大会の進行調整 (2) 表彰関係
競技部	1. 競技に関する企画運営	1. 大会の運営中の審判に関する事項を除く一切の事業 (1) 大会の企画 (2) 要項の作成 (3) 組合せ、プログラムの作成 (4) 競技の運営 (5) 競技の記録, 確認, 保管

指導部	1. 審判及びバドミントン技術の指導・普及 2. 各種大会に参加する代表選手の選考・強化指導	1. 審判に関する一切の事項
会計	1. 連盟会計に関する事務全般	1. 大会会計に関する事務全般

第7章 会計

第24条 連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第25条 決算は会計年度終了後に会計監査を受け、総会に報告し承認を受けなければならない。

第8章 雑則

第26条 加盟及び脱会については次の通りとする。

(1) 連盟に加入する団体及び個人は、所定の「連盟登録申込書」を用い、原則として総会までに登録申請を行うものとする。

(2) 団体の途中申請は団体戦が開催される前の理事会までとするが個人追加登録はその限りでない。

第27条 連盟の規約の変更は、総会に於いて出席者の2/3以上の賛成によって成立する。

付則

この規約に規定されない必要事項及び細則は、理事会に於いて決定する。

この規則は昭和63年4月8日より実施する。

本規約は平成11年4月より改正し適用する。

本規約は平成18年4月より改正し適用する。

本規約は平成20年4月より改正し適用する。

本規約は平成23年4月より改正し適用する。

調布市バドミントン連盟内規

1. 資格・登録に関する事項

- (1) 連盟登録は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録した者の有効期間は年度末までとする。
- (2) 年度途中においては、個人登録の所属団体を変更することはできない。
- (3) 連盟規約第5条の「在クラブ登録者」の要件を以下の通りとする。
 - イ. 「在クラブ登録者」は、年度の始め（連盟総会時）にのみ登録を受け付ける。年度途中からの登録は受け付けない。
 - ロ. 「在クラブ登録者」は、登録時の前年から3年間以上連盟登録していたものに限る。
 - ハ. 「在クラブ登録者」は、登録クラブの部員で、かつ登録クラブの練習に参加している者に限る。
 - ニ. 「在クラブ登録者」の連盟登録費は、有資格登録者の2倍とする。
 - ヘ. 「在クラブ登録者」の連盟主催の個人戦・団体戦への参加を認める。市民体育祭への参加は認めない。
 - ト. 「在クラブ登録者」の連盟主催の個人戦への参加費は、有資格者と同額とする。
 - チ. 上記の条件に違反したクラブは、違反が発覚した時から次の市民体育祭・次の連盟団体戦への参加を認めない。
- (4) 「調布ジュニアバドミントンクラブ」の団体登録を認める。

2. 個人戦に関する事項

- (1) 2部、3部での1位・2位入賞者は、次の大会から上位部へ昇格する。ただし、左記各部参加者数がそれぞれダブルス7ペア以下、シングルス7名以下の場合、その部からの昇格は1位のみとする。
- (2) 男子1部の有資格者で、過去1年間の個人戦3大会（春季・市民祭・冬季）で3位以内の入賞がなかった場合は、男子2部の試合に出場できるものとする。
女子50歳以上の1部有資格者は、2部へ出場できる。
但し、入賞して昇格したとき、及び降下出場して再度入賞したときは、次の大会から1年間（例：春季で入賞した場合は、翌年の春季まで）は降格できない。
- (3) 上位部有資格者とペアを組んで出場する場合は、上位者の部で出場するものとし、次の大会からは、各自の有資格の部で出場できる。
但し、入賞した場合は、次の大会から上位部へ昇格する。
- (4) ミックス大会の昇部、資格については別に定め、要項に記載する。

付 則

1. 本内規は、平成 7年4月1日より適用する。
2. 本内規は、平成11年4月より改正し適用する。
3. 本内規は、平成20年4月より改正し適用する。
4. 本内規は、平成21年4月より改正し適用する。
5. 本内規は、平成24年4月より改正し適用する。
6. 本内規は、平成28年4月より改正し適用する。

調布市バドミントン連盟団体戦及び個人リーグ戦規定

第1章 総務

第1条 本規定は、日本バドミントン協会規則及び大会運営に基づき制定する。

第2条 本規定は、調布市バドミントン連盟（以下連盟）の主催またはこれに準ずる大会の団体戦に適用する。また、第11条を個人リーグ戦に適用する。

第2章 要項

第3条 競技規則は、全て日本バドミントン協会競技規則による。

第4条 競技方法は次の通りとする。

- 1) 試合形式は、リーグ戦とする。
- 2) 試合は、3ダブルス戦を原則とする。

第5条 各対戦において、個人の試合出場は、1試合とする。

第6条 連盟は、過去の戦績に基づいて階級リーグを設置することが出来る。

- 第7条
- 1) 連盟は、1リーグを原則として6チームとし、上位リーグの下位チームと次位リーグの最上位チームと入れかえる。
 - 2) 1チームまたは2チーム以上当該リーグで全試合を棄権したときは、ランキング順に最下位とし、下位リーグの上位順のチームと同数入れかえる。

第8条 チーム編成は、次の通りとする。

- 1) 1チームの編成人数は、監督1名、選手6名以上とし、監督が選手を兼ねる場合は選手登録をしなければならない。
- 2) 同一事業所及びクラブチーム（以下団体という）内で2チーム以上編成してもよい。
- 3) 団体内で2チーム以上編成している場合の上位チームから下位チームへのメンバー変更は、大会ごとに2名以内とする。但し、新たに作るチームのメンバー編成は、この限りでない。
- 4) 男子団体戦のチームに女子選手の参加を認める。
- 5) チームのメンバーは、団体戦申込締切日までに提出する。

第9条 参加資格は、次の通りとする。

- 1) チームの資格は、当該年度に連盟に登録されている団体内で編成されているものとする。
- 2) 編成メンバーは、第8条5項の前日までに連盟登録を済ませている者に限る。

第10条 棄権についての扱いは、次の通りとする。

- 1) 各対戦において、試合開始前のメンバー表交換の際に、6名の出場選手がそろっていないチームはその対戦において棄権とする。
- 2) 上記6名のうち、プレーができない状況（けがなど）のメンバーがおり、かつ残りのプレーヤーによって2試合の成立が可能な場合は、プレーのできないメンバーを第3ダブルスとしてエントリーすることとし、第2ダブルスまでは正式試合、第3ダブルスを棄権とする。
- 3) 上記により棄権したチームは、大会運営に支障のない範囲で、大会運営本部が認めた場合に限り、オープン試合を行うことができる。

第11条 各リーグにおいて大会結果により、同一勝ち数が発生した場合には、以下の順に従って順位を決定する。

- 1) 試合取得率により順位を決定する。
試合取得率＝試合取得総数÷（試合取得総数＋試合喪失総数）
- 2) 試合取得率が同率の場合、ゲーム取得率により優位を決定する。
ゲーム取得率＝ゲーム取得総数÷（ゲーム取得総数＋ゲーム喪失総数）
- 3) 更にゲーム取得率が同率の場合、ポイント取得率により優位を決定する。
ポイント取得率＝ポイント取得総数÷（ポイント取得総数＋ポイント喪失総数）
- 4) 更にポイント取得率が同率の場合、直接対決での勝者を優位とする。

第3章 審判

第12条 審判員は、試合を行う当事者チームが、主審を交互に、線審を1人ずつ出す。

第13条 大会当日参加できないチームは、事前に連盟に連絡すること。

第14条 大会運営本部は、連盟役員及び各参加チームより選出された役員を持って構成し、大会運営にあたる。

付 則

1. チームが本規定に違反した場合は、当該リーグの最下位とする。
2. 本規定の変更は、連盟の総会または理事会において出席した理事の過半数の賛成を必要とする。
3. 本規定は、昭和55年11月16日より発行する。
4. 本規定は、平成5年4月16日より適用する。
5. 本規定は、平成11年4月より改正・適用する。
6. 本規定は、平成19年4月1日より適用する。
7. 本規定は、平成21年4月1日より改正・適用する。
8. 本規定は、平成23年4月1日より改正・適用する。

調布市民体育祭団体戦規定

第1条 本規定は(財)日本バドミントン協会規則及び大会運営に基づき制定する。

第2条 本規定は調布市バドミントン連盟(以下連盟)が主管として運営する調布市市民体育祭(団体戦)に適用する。

第3条 競技規則は全て(財)日本バドミントン協会競技規則による。

第4条 競技方法は次の通りとする。

- (1) 試合形式はトーナメント戦とする。
- (2) 試合は3ダブルス戦を原則とする。

第5条 各対戦において、個人の出場は1試合とする。

第6条 チーム編成は次の通りとする。

- (1) 1チームの編成人数は、監督1名、選手6名以上とし、監督が選手を兼ねる場合は選手登録をしなければならない。
- (2) 連盟登録者は所属団体から選手登録をしなければならない。また、連盟未登録者は連盟加盟団体から参加することができる。
- (3) 1団体で2チーム以上編成してもいい。但し、参加チーム数は原則として男・女各26チーム以内とし、多い場合は抽選とする。
- (4) 女子チームの参加の有無にかかわらず、男子チームに女子選手の参加を認める。
- (5) 連盟登録クラブにおいて、男子チームまたは女子チームのメンバーが6名揃わず1チームも作れない場合、連盟登録クラブで揃わないクラブ同士の2クラブでの混成チームを作成することができる。ただし、このチーム編成に一般参加者を含めることは認めない。チーム名は両クラブ名を併記すること。
- (6) チームのメンバーは、団体戦申込締切日までに提出する。

第7条 棄権についての取り扱いは次の通りとする。

- (1) 各対戦において、試合開始前のメンバー表交換の際に、6名の出場選手がそろっていないチームはその対戦において棄権とする。
- (2) 上記6名のうち、プレーができない状況(けがなど)のメンバーがおり、かつ残りのプレーヤーによって2試合の成立が可能な場合は、プレーのできないメンバーを第3ダブルスとしてエントリーすることとし、第2ダブルスまでは正式試合、第3ダブルスを棄権とする。
- (3) 上記により棄権したチームは、大会運営に支障のない範囲で、大会本部が認めた場合に限り、オープン戦を行うことが出来る。

第8条 審判員は、原則として試合を行う当事者チームが、主審を交互に、線審を1人ずつ出す。

第9条 大会当日参加出来ないチームは、事前に連盟に連絡すること。

第10条 大会運営本部は、連盟役員及び各参加者チームより選出された役員を持って構成し、大会運営にあたる。

付則

1. 本規定は、平成13年4月1日より適用する。
2. 本規定は、平成16年4月1日より適用する。
3. 本規定は、平成23年4月1日より適用する。
4. 本規定は、平成30年4月1日より適用する。